

事務連絡  
令和3年10月26日

一般社団法人えひめ産業資源循環協会  
会長 西山 周 様

循環型社会推進課長  
(公印省略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る産業廃棄物処理業の法手続に  
おける押印について (通知)

日頃から、本県の環境行政の推進について格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和3年1月12日付け事務連絡で通知したとおり、令和3年1月5日付け事務連絡による環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長からの通知により、産業廃棄物処理業に係る許可申請及び変更届出等手続の法定様式の全てについては、押印が不要とされています。これを受け、当該通知の趣旨に鑑み当手続の際に添付を求めている法定外の書類についても、押印が求められている趣旨を代替する手段等によって本人確認することと整理しましたので通知します。

つきましては、内容を御承知いただき、貴協会会員への周知について御協力をお願いします。

**【担当】**

愛媛県県民環境部環境局

循環型社会推進課

産業廃棄物係

TEL: 089-912-2358

FAX: 089-912-2354

横山 (内線 3541)

大塚 (内線 3535)

角田 (内線 3542)